

民法（相続法）改正

配偶者居住権を創設

今月19日、民法の相続に関する部分を見直す改正案が衆議院本会議で可決、参議院に送付され、成立見込みです。

改正案は、相続開始年齢の高齢化、経済情勢や社会情勢の変化に対応するとの観点から、改正点の一つとして「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」の規定を設けています。

配偶者短期居住権とは、生存配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合に、一定期間その建物に無償で使用する権利を認めるものです。その存続期間は、共同相続人間で遺産分割をする場合は遺産分割により居住建物の帰属が確定した日または相続開始から6か月を経過する日のいずれか遅い日までとされ、それ以外の場合は居住建物の所有権を取得した者が配偶者短期居住権消滅の申入れした日から6か月を経過する日までとされます。

配偶者が居住建物の用法遵守義務に違反したり無断で第三者に居住建物を使用させたときは居住建物取得者は配偶者に対する意思表示によって配偶者短期居住権は消滅させることができます。配偶者が配偶者居住権を取得したとき、死亡したときは配偶者短期居住権は消滅します。

配偶者居住権とは、生存配偶者が相続開始の時に被相続人所有の建物に居住していた場合で、①遺産分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき、②配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき、③被相続人と配偶者との間に配偶者居住権を取得させる旨の死因贈与契約があるときのいずれかのときに、居住建物の全部について無償で使用収益する権利を認め、生存配偶者が居住建物の所有権を取得しない場合でも生存配偶者の居住を確保させようというものです。その存続期間は原則として生存配偶者終身で、遺産分割協議や遺言により別段の定めがあるときはその定める期間です。配偶者が死亡したときは配偶者居住権は消滅します。

居住建物の所有者は、配偶者居住権を取得した配偶者に対し配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負うとされ、配偶者は配偶者居住権の設定の登記を得ることにより第三者に対抗することができます。

遺産分割による取得分の価額を算定するにあたって、配偶者短期居住権はその財産的価値を考慮しませんが、配偶者居住権はその財産的価値（所有権と比べると低廉な評価）に相当する価額を配偶者が取得したものとして考慮します。

